

北海道公安委員会告示第238号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、洞爺湖町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和7年12月22日

北海道公安委員会委員長 吉本淳一

1 合意した者

- (1) 洞爺湖町
- (2) 北海道公安委員会
- (3) 北海道運輸局室蘭運輸支局
- (4) 道南バス株式会社
- (5) 明星自動車株式会社

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、道南バス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

通番	停留所名	進行方向別	所在 地
1	岩屋	上り	虻田郡洞爺湖町岩屋17番地3
2	岩屋	下り	虻田郡洞爺湖町岩屋17番地3
3	川東	上り	虻田郡洞爺湖町川東80番地17
4	川東	下り	虻田郡洞爺湖町川東80番地17
5	財田	上り	虻田郡洞爺湖町財田46番地6
6	財田	下り	虻田郡洞爺湖町財田46番地6
7	洞爺水の駅	上り・下り	虻田郡洞爺湖町洞爺町100番地
8	サイロ展望台	上り	虻田郡洞爺湖町成香98番地3
9	サイロ展望台	下り	虻田郡洞爺湖町成香98番地3
10	花和入口	上り	虻田郡洞爺湖町花和127番地23
11	花和入口	下り	虻田郡洞爺湖町花和127番地49
12	のぞみ団地	上り・下り	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉190番地12
13	給水所	上り	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉187番地3
14	給水所	下り	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉231番地
15	協会病院前	上り・下り	虻田郡洞爺湖町高砂町126番地8
16	洞爺駅前	上り・下り	虻田郡洞爺湖町旭町19番地2
17	赤川橋	上り	虻田郡洞爺湖町旭町30番地27
18	赤川橋	下り	虻田郡洞爺湖町旭町13番地8

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
洞爺湖町	通称名「とうやコネクトタクシー」の用に供する自動車